

社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱 新旧対照表

(別紙)

改 正 後	現 行																																										
別 紙	別 紙																																										
社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱	社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱																																										
第 1 (略)	第 1 (略)																																										
第 2 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金 (交付の目的)	第 2 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金 (交付の目的)																																										
1 (略)	1 (略)																																										
(定義)	(定義)																																										
2 (略)	2 (略)																																										
3 (略)	3 (略)																																										
(交付の対象)	(交付の対象)																																										
4 整備費補助金は、次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、④欄に定める補助根拠等により⑤欄に定める補助者が行う補助事業を交付の対象とする。	4 整備費補助金は、次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、④欄に定める補助根拠等により⑤欄に定める補助者が行う補助事業を交付の対象とする。																																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 12.5%;">①施設の種類</th> <th style="width: 12.5%;">②設置根拠等</th> <th style="width: 12.5%;">③設置者</th> <th style="width: 12.5%;">④補助根拠等</th> <th style="width: 12.5%;">⑤補助者</th> <th style="width: 12.5%;">⑥県補助率</th> <th style="width: 12.5%;">⑦国庫補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(2) (略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 障害</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠等	⑤補助者	⑥県補助率	⑦国庫補助率	(1)～(2) (略)							(3) 障害							<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 12.5%;">①施設の種類</th> <th style="width: 12.5%;">②設置根拠等</th> <th style="width: 12.5%;">③設置者</th> <th style="width: 12.5%;">④補助根拠等</th> <th style="width: 12.5%;">⑤補助者</th> <th style="width: 12.5%;">⑥県補助率</th> <th style="width: 12.5%;">⑦国庫補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(2) (略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 障害</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠等	⑤補助者	⑥県補助率	⑦国庫補助率	(1)～(2) (略)							(3) 障害						
①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠等	⑤補助者	⑥県補助率	⑦国庫補助率																																					
(1)～(2) (略)																																											
(3) 障害																																											
①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠等	⑤補助者	⑥県補助率	⑦国庫補助率																																					
(1)～(2) (略)																																											
(3) 障害																																											

改 正 後							現 行							
福祉サービス事業所等							福祉サービス事業所等							
7 障害福祉サービス事業所（療養介護を除く。）	障害者総合支援法第79条第2項	障害者総合支援法第79条第2項に基づき事業を実施する法人（社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO法人、営利法人等。以下「社会福祉法人等」という。）	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3	7 障害福祉サービス事業所（療養介護を除く。）	障害者総合支援法第79条第2項	障害者総合支援法第79条第2項に基づき事業を実施する法人（社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、 <u>特例民法法人</u> 、NPO法人、営利法人等。以下「社会福祉法人等」という。）	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3	

改正後							現行						
イ(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	イ(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ウ 障害者支援施設	障害者総合支援法第8条第4項	地方税法(昭和25年法律第226号)第348条第2項第10の6号及び第10の7号の規定により固定資産税を課されないこととされている法人(社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人 又は 公益財団法人等。医療法人を除く。)	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3	ウ 障害者支援施設	障害者総合支援法第8条第4項	地方税法(昭和25年法律第226号)第348条第2項第10の6号及び第10の7号の規定により固定資産税を課されないこととされている法人(社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人 又は 特例民法法人 等。医療法人を除く。)	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3

改 正 後							現 行						
(4)～(5) (略)							(4)～(5) (略)						
(6) 児童 福祉施 設等							(6) 児童 福祉施 設等						
7 障害 児入所 施設	児童福祉法 第35条第 4項	社会福祉法 人又は日本 赤十字社若 しくは公益 社団法人又 は公益財団 法人	児童 福祉 法第 56 条の 2第 1項	都道府 県又は 指定都 市若し しくは児 童相談 所設置 市	3/4	2/3	7 障害 児入所 施設	児童福祉法 第35条第 4項	社会福祉法 人又は日本 赤十字社若 しくは公益 社団法人、 公益財団法 人又は特例 民法法人	児童 福祉 法第 56 条の 2第 1項	都道府 県又は 指定都 市若し しくは児 童相談 所設置 市	3/4	2/3
イ～ウ (略)							イ～ウ (略)						
(7)～(11) (略)							(7)～(11) (略)						
5 (略)							5 (略)						
(交付額の算定方法)							(交付額の算定方法)						
6 整備費補助金の交付額は、次により算出する。 なお、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合 には、これを切り捨てるものとする。							6 整備費補助金の交付額は、次により算出する。 なお、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合 には、これを切り捨てるものとする。						

改 正 後	現 行
<p>(1) 創設（第2の2の表第10号に掲げる施設に係るものを除く。）、増築、増改築、改築、拡張、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備については、次により算出された額を交付額とする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 4の表の①欄に定める施設の種類ごとに、別表1-1又は別表1-2の第1欄に定める種目ごとに第2欄により算出した基準額の合計を算出する。</p> <p>ウ アにより選定された額に4の表の⑥欄に定める県補助率を乗じて得た額と、イにより算出した額と、施設の種類ごとに算出した都道府県又は指定都市若しくは中核市が補助した額の合計額とを比較していずれか少ないほうの額の施設の種類の額（以下、「国庫補助基本額」という。）に、4の表の⑦欄に定める国庫補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。</p>	<p>(1) 創設（第2の2の表第10号に掲げる施設に係るものを除く。）、増築、増改築、改築、拡張、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備については、次により算出された額を交付額とする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 4の表の①欄に定める施設の種類ごとに、別表1-1又は別表1-2の第1欄に定める種目ごとに第2欄により算出した基準額の合計を算出する。</p> <p><u>ただし、保護施設等に地域交流スペースの整備を行う場合は、22,500千円（ただし、防災拠点型地域交流スペースとして整備する場合は、30,200千円）を加えた額とする。（なお、初度設備相当を併せて整備する場合は、1,220千円（ただし、防災拠点型地域交流スペースとして整備する場合は、3,230千円）を加えた額とする。）</u></p> <p>ウ アにより選定された額に4の表の⑥欄に定める県補助率を乗じて得た額と、イにより算出した額と、施設の種類ごとに算出した都道府県又は指定都市若しくは中核市が補助した額の合計額とを比較していずれか少ないほうの額の施設の種類の額（以下、「国庫補助基本額」という。<u>（ただし、地域交流スペースの整備を行う場合は、22,500千円（ただし、防災拠点型地域交流スペースとして整備する場合は、30,200千円）、（なお、初度設備相当を併せて整備する場合は、1,220千円（ただし、防災拠点型地域交流スペースとして整備する場合は、3,230千円）を加えた額とする。）を国庫補助基本額の上限とする。）</u>）に、4の表の⑦欄に定める国庫補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額<u>（ただし、地域交</u></p>

改 正 後	現 行
<p>エ <u>ただし、保護施設等に</u>地域交流スペースの整備を行うときは、<u>地域交流スペースに係る額を除いてアからウにより算定した交付額に、次の（ア）から（エ）のうちいずれか少ない額を加えたものを交付額とする。</u></p> <p><u>（ア）地域交流スペースに係る総事業費から地域交流スペースに係る寄付金その他の収入額を控除した額</u></p> <p><u>（イ）地域交流スペースに係る対象経費の実支出額</u></p> <p><u>（ウ）地域交流スペースに係る基準額</u></p> <p><u>a 防災拠点型以外の地域交流スペースの場合（bの場合を除く。）22,900千円（初度設備相当を併せて整備する場合は24,140千円）</u></p> <p><u>b 防災拠点型以外の地域交流スペースの場合で、かつ、耐震化等整備又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第12条に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合31,460千円（初度設備相当を併せて整備する場合は32,700千円）</u></p> <p><u>c 防災拠点型地域交流スペースの場合（dの場合を除く。）30,800千円（初度設備相当を併せて整備する場合は34,100千円）</u></p> <p><u>d 防災拠点型地域交流スペースの場合で、かつ、耐震化等整備又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第12条に基づく津波避難対策緊急事業計画に</u></p>	<p><u>流スペースの整備を行う場合は、エによることとする。）とする。</u></p> <p>エ 地域交流スペースの整備を行うときは、<u>総事業費（対象経費の実支出額）（寄付金その他の収入額を控除した額）のうち地域交流スペースの整備に係る額と、22,500千円（ただし、防災拠点型地域交流スペースとして整備する場合は、30,200千円）、（なお、初度設備相当を併せて整備する場合は、1,220千円（ただし、防災拠点型地域交流スペースとして整備する場合は、3,230千円）を加えた額とする。）と、都道府県又は指定都市若しくは中核市が補助した額のうち地域交流スペースの整備に係る額とを比較していずれか少ない方の額をウにより算定された額に加えたものを交付額とする。</u></p>

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;"><u>掲げる整備を行う場合、43,390千円（初度設備相当を併せて整備する場合は46,690千円）</u></p> <p><u>（エ）地域交流スペースに係る都道府県又は指定都市若しくは中核市の補助額</u></p> <p>（削除）</p> <p>（2）～（4）（略）</p> <p>7（略）</p> <p>8（1）～（4）（略） （5）ア～ウ（略）</p> <p>エ 間接補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は<u>間接補助</u>事業の遂行が困難になった場合には、速やかに都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長に報告してその指示を受けなければならない。</p> <p>オ（略）</p> <p>カ 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、<u>間接補助</u>事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。</p> <p>キ～サ（略）</p> <p>シ 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその</p>	<p><u>オ 耐震化等整備又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第12条に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合には、イからエ中「22,500千円」とあるのは「30,790千円」、「30,200千円」とあるのは「42,460千円」とそれぞれ読み替えて適用する。</u></p> <p>（2）～（4）（略）</p> <p>7（略）</p> <p>8（1）～（4）（略） （5）ア～ウ（略）</p> <p>エ 間接補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長に報告してその指示を受けなければならない。</p> <p>オ（略）</p> <p>カ 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。</p> <p>キ～サ（略）</p> <p>シ 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその</p>

改 正 後	現 行
<p>従物並びに間接補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けないでこの間接補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。</p> <p><u>なお、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けて財産を処分することにより、収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県又は指定都市若しくは中核市に納付させることがある。</u></p> <p>ス 間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を間接補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、<u>間接補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに間接補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 間接補助事業者から財産の処分による収入及び<u>間接補助金</u>に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p>	<p>従物並びに間接補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けないでこの間接補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。</p> <p>ス 間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を間接補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 間接補助事業者から財産の処分による収入及び補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p>

改 正 後			現 行		
(8) 間接補助事業者が(5)により付した条件に違反した場合には、この間接補助金の全部又は一部を取り消すことがある。 (9) (略)			(8) 間接補助事業者が(5)により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を取り消すことがある。 (9) (略)		
9～15 (略)			9～15 (略)		
別表1-1			別表1-1		
算 定 基 準			算 定 基 準		
【保護施設等の場合(3の(1)に掲げる施設)】			【保護施設等の場合(3の(1)に掲げる施設)】		
創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間社会福祉施設整備			創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間社会福祉施設整備		
1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費	1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
本体工事費	ア～エ (略) オ 積雪寒冷地域(寒冷地手当支給規則(昭和39年総理府令第33号)別表に掲げる地域(国家公務員の寒冷地手当支給地域)とする。)に所在する下記に掲げる対象施設の体育施設にあっては、1施設当たり <u>45,000,000</u> 円を基準額とする。	施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生(支)局長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(第2の5に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費	本体工事費	ア～エ (略) オ 積雪寒冷地域(寒冷地手当支給規則(昭和39年総理府令第33号)別表に掲げる地域(国家公務員の寒冷地手当支給地域)とする。)に所在する下記に掲げる対象施設の体育施設にあっては、1施設当たり <u>44,100,000</u> 円を基準額とする。	施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生(支)局長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(第2の5に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費

改 正 後		現 行		
	<p>ただし、地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には1施設当たり<u>50,000,000</u>円を基準額とする。</p> <p>耐震化等整備又は津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合には、「<u>45,000,000</u>」を「<u>59,800,000</u>」、「<u>50,000,000</u>」を「<u>66,500,000</u>」とそれぞれ読み替えて適用する。</p> <p>〈対象施設〉 救護施設、更生施設</p>	<p>、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。)</p> <p>ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。)</p>	<p>ただし、地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には1施設当たり<u>49,000,000</u>円を基準額とする。</p> <p>耐震化等整備又は津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合には、「<u>44,100,000</u>」を「<u>58,500,000</u>」、「<u>49,000,000</u>」を「<u>65,000,000</u>」とそれぞれ読み替えて適用する。</p> <p>〈対象施設〉 救護施設、更生施設</p>	<p>、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。)</p> <p>ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。)</p>
以下、表（略）		以下、表（略）		
別表1-2	（略）	別表1-2	（略）	
別表1-3	（略）	別表1-3	（略）	
別表1-4	（略）	別表1-4	（略）	

改 正 後

別表2-1

平成28年度定員1人当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種別			A地域 下記都県内 (青森県、岩手県、 福島県、東京都、 富山県、山梨県、 長野県)	B地域 下記道府県内 (北海道、宮城県、秋田県、山 形県、茨城県、神奈川県、新 潟県、石川県、岐阜県、静岡 県、三重県、京都府、大阪府、 奈良県、鳥取県、広島県、熊 本県、鹿児島県)	C地域 下記県内 (栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、福井県、愛知県、 滋賀県、兵庫県、和歌山 県、鳥取県、岡山県、山口 県、香川県、高知県、佐賀 県、長崎県、宮崎県)	D地域 下記県内 (徳島県、愛媛県、 福岡県、大分県)
			救護施設	本体	都市部	5,220,000
		標準	4,970,000	4,740,000	4,500,000	4,260,000
		初度設備加算		78,000		
	個室整備加算	都市部	366,000	348,000	330,000	313,000
		標準	348,000	332,000	315,000	298,000
更生施設	本体	都市部	5,220,000	4,970,000	4,710,000	4,470,000
		標準	4,970,000	4,740,000	4,500,000	4,260,000
		初度設備加算		78,000		
	個室整備加算	都市部	366,000	348,000	330,000	313,000
		標準	348,000	332,000	315,000	298,000
授産施設		都市部	2,260,000	2,160,000	2,040,000	1,940,000
		標準	2,160,000	2,060,000	1,950,000	1,850,000
		初度設備加算		78,000		
宿所提供施設		都市部	1,800,000	1,710,000	1,620,000	1,540,000
		標準	1,710,000	1,640,000	1,560,000	1,470,000
		初度設備加算		78,000		
社会事業授産施設		都市部	2,260,000	2,160,000	2,040,000	1,940,000
		標準	2,160,000	2,060,000	1,950,000	1,850,000
		初度設備加算		78,000		

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
 2 特別豪雪地域に所在する場合は、A地域単価を適用すること。
 3 改築整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。
 4 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。
 5 個室整備加算は、定員の3割以内を限度とする。

現 行

別表2-1

平成27年度定員1人当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種別			A地域 下記都県内 (青森県、岩手県、 福島県、東京都、 富山県、山梨県、 長野県、 沖縄県)	B地域 下記道府県内 (北海道、宮城県、秋田県、山 形県、茨城県、神奈川県、新 潟県、石川県、岐阜県、静岡 県、三重県、京都府、大阪府、 奈良県、鳥取県、岡山県、山口 県、香川県、高知県、佐賀 県、長崎県、宮崎県)	C地域 下記県内 (栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、福井県、愛知県、 滋賀県、兵庫県、和歌山 県、鳥取県、岡山県、山口 県、香川県、高知県、佐賀 県、長崎県、宮崎県)	D地域 下記県内 (徳島県、愛媛県、 福岡県、大分県)
			救護施設	本体	都市部	5,100,000
		標準	4,860,000	4,640,000	4,410,000	4,170,000
		初度設備加算		76,000		
	個室整備加算	都市部	357,000	341,000	324,000	306,000
		標準	341,000	325,000	309,000	292,000
更生施設	本体	都市部	5,100,000	4,860,000	4,620,000	4,380,000
		標準	4,860,000	4,640,000	4,410,000	4,170,000
		初度設備加算		76,000		
	個室整備加算	都市部	357,000	341,000	324,000	306,000
		標準	341,000	325,000	309,000	292,000
授産施設		都市部	2,220,000	2,120,000	2,010,000	1,900,000
		標準	2,120,000	2,020,000	1,920,000	1,820,000
		初度設備加算		76,000		
宿所提供施設		都市部	1,770,000	1,680,000	1,590,000	1,510,000
		標準	1,680,000	1,610,000	1,530,000	1,440,000
		初度設備加算		76,000		
社会事業授産施設		都市部	2,220,000	2,120,000	2,010,000	1,900,000
		標準	2,120,000	2,020,000	1,920,000	1,820,000
		初度設備加算		76,000		

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
 2 特別豪雪地域に所在する場合は、A地域単価を適用すること。
 3 改築整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。
 4 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。
 5 個室整備加算は、定員の3割以内を限度とする。

改 正 後

別表2-2

(耐震化等整備)を行う場合

平成28年度定員1人当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		A地域 下記都県内	B地域 下記道府県内	C地域 下記県内	D地域 下記県内
		青森県、岩手県、福島県、東京都、富山県、山梨県、長野県	北海道、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、神奈川県、新潟県、石川県、岐阜県、静岡県、三重県、京都府、大阪府、奈良県、鳥取県、広島県、熊本県、鹿児島県	栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、福井県、愛知県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、島根県、岡山県、山口県、香川県、高知県、佐賀県、長崎県、宮崎県	徳島県、愛媛県、福岡県、大分県
救護施設	都市部	7,140,000	6,800,000	6,450,000	6,120,000
	標準	6,800,000	6,480,000	6,150,000	5,820,000
更生施設	都市部	7,140,000	6,800,000	6,450,000	6,120,000
	標準	6,800,000	6,480,000	6,150,000	5,820,000

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

- 2 特別豪雪地域に所在する場合は、A地域単価を適用すること。
- 3 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。

現 行

別表2-2

(耐震化等整備)を行う場合

平成27年度定員1人当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		A地域 下記都県内	B地域 下記道府県内	C地域 下記県内	D地域 下記県内
		青森県、岩手県、福島県、東京都、富山県、山梨県、長野県、沖縄県	北海道、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、神奈川県、新潟県、石川県、岐阜県、静岡県、三重県、京都府、大阪府、奈良県、鳥取県、広島県、熊本県、鹿児島県	栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、福井県、愛知県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、島根県、岡山県、山口県、香川県、高知県、佐賀県、長崎県、宮崎県	徳島県、愛媛県、福岡県、大分県
救護施設	都市部	6,990,000	6,660,000	6,320,000	5,990,000
	標準	6,660,000	6,340,000	6,020,000	5,700,000
更生施設	都市部	6,990,000	6,660,000	6,320,000	5,990,000
	標準	6,660,000	6,340,000	6,020,000	5,700,000

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

- 2 特別豪雪地域に所在する場合は、A地域単価を適用すること。
- 3 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。

改 正 後

別表2-3

(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合)

平成28年度定員1人当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		A地域 下記都内	B地域 下記県内	C地域 下記県内	D地域 下記県内
		東京都	神奈川県、静岡県、三重県、 鹿児島県	千葉県、愛知県、 兵庫県、和歌山県、 高知県、宮崎県	徳島県、愛媛県、 大分県
救護施設	都市部	7,140,000	6,800,000	6,450,000	6,120,000
	標準	6,800,000	6,480,000	6,150,000	5,820,000
更生施設	都市部	7,140,000	6,800,000	6,450,000	6,120,000
	標準	6,800,000	6,480,000	6,150,000	5,820,000
授産施設	都市部	3,050,000	2,910,000	2,760,000	2,610,000
	標準	2,910,000	2,770,000	2,630,000	2,490,000
宿所提供施設	都市部	2,430,000	2,320,000	2,200,000	2,090,000
	標準	2,320,000	2,220,000	2,100,000	1,990,000
社会事業授産施設	都市部	3,050,000	2,910,000	2,760,000	2,610,000
	標準	2,910,000	2,770,000	2,630,000	2,490,000

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

- 2 特別豪雪地域に所在する場合は、A地域単価を適用すること。
- 3 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。

現 行

別表2-3

(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合)

平成27年度定員1人当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		A地域 下記都内	B地域 下記県内	C地域 下記県内	D地域 下記県内
		東京都	神奈川県、静岡県、三重県、 鹿児島県	千葉県、愛知県、 兵庫県、和歌山県、 高知県、宮崎県	徳島県、愛媛県、 大分県
救護施設	都市部	6,990,000	6,660,000	6,320,000	5,990,000
	標準	6,660,000	6,340,000	6,020,000	5,700,000
更生施設	都市部	6,990,000	6,660,000	6,320,000	5,990,000
	標準	6,660,000	6,340,000	6,020,000	5,700,000
授産施設	都市部	3,000,000	2,850,000	2,700,000	2,560,000
	標準	2,850,000	2,720,000	2,580,000	2,440,000
宿所提供施設	都市部	2,390,000	2,280,000	2,160,000	2,040,000
	標準	2,280,000	2,170,000	2,060,000	1,950,000
社会事業授産施設	都市部	3,000,000	2,850,000	2,700,000	2,560,000
	標準	2,850,000	2,720,000	2,580,000	2,440,000

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

- 2 特別豪雪地域に所在する場合は、A地域単価を適用すること。
- 3 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。

改 正 後

別表2-4

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

平成28年度定員1人当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		A地域 下記都県内		B地域 下記道府県内		C地域 下記県内		D地域 下記県内		
		都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	
救護施設	本体	都市部	5,800,000	5,520,000	5,240,000	4,960,000				
		標準	5,520,000	5,260,000	5,000,000	4,730,000				
	初度設備加算		86,000							
	個室整備加算	都市部	406,000	387,000	367,000	348,000				
標準		387,000	369,000	350,000	331,000					

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地域に所在する場合は、A地域単価を適用すること。
 - 3 改築整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。
 - 4 木造施設の改築として行う場合に限る。
 - 5 個室整備加算は、定員の3割以内を限度とする。

現 行

別表2-4

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

平成27年度定員1人当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		A地域 下記都県内		B地域 下記道府県内		C地域 下記県内		D地域 下記県内		
		都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	
救護施設	本体	都市部	5,670,000	5,400,000	5,130,000	4,860,000				
		標準	5,400,000	5,150,000	4,900,000	4,640,000				
	初度設備加算		85,000							
	個室整備加算	都市部	397,000	379,000	360,000	340,000				
標準		379,000	361,000	343,000	325,000					

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地域に所在する場合は、A地域単価を適用すること。
 - 3 改築整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。
 - 4 木造施設の改築として行う場合に限る。
 - 5 個室整備加算は、定員の3割以内を限度とする。

改 正 後

別表2-5

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)

平成28年度定員1人当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類	A地域 下記都県内	B地域 下記道府県内	C地域 下記県内	D地域 下記県内
		青森県、岩手県、福島県、東京都、富山県、山梨県、長野県	北海道、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、神奈川県、新潟県、石川県、岐阜県、静岡県、三重県、京都府、大阪府、奈良県、鳥取県、広島県、熊本県、鹿児島県	栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、福井県、愛知県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、島根県、岡山県、山口県、香川県、高知県、佐賀県、長崎県、宮崎県
救護施設	都市部 7,930,000	7,550,000	7,170,000	6,800,000
	標準 7,550,000	7,200,000	6,830,000	6,470,000

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増増加算後の単価であること。
 2 特別豪雪地域に所在する場合は、A地域単価を適用すること。
 3 木造施設の改築として行う場合に限る。

現 行

別表2-5

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)

平成27年度定員1人当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類	A地域 下記都県内	B地域 下記道府県内	C地域 下記県内	D地域 下記県内
		青森県、岩手県、福島県、東京都、富山県、山梨県、長野県、沖縄県	北海道、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、神奈川県、新潟県、石川県、岐阜県、静岡県、三重県、京都府、大阪府、奈良県、鳥取県、広島県、熊本県、鹿児島県	栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、福井県、愛知県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、島根県、岡山県、山口県、香川県、高知県、佐賀県、長崎県、宮崎県
救護施設	都市部 7,760,000	7,400,000	7,020,000	6,650,000
	標準 7,400,000	7,050,000	6,690,000	6,340,000

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増増加算後の単価であること。
 2 特別豪雪地域に所在する場合は、A地域単価を適用すること。
 3 木造施設の改築として行う場合に限る。

改 正 後

別表3-1

平成28年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 20人以下	都市部 <u>48,000,000</u>
			標準 <u>45,800,000</u>
		21人 ~ 40人	都市部 <u>96,700,000</u>
			標準 <u>92,100,000</u>
		41人 ~ 60人	都市部 <u>161,200,000</u>
			標準 <u>153,600,000</u>
		61人 ~ 80人	都市部 <u>226,300,000</u>
			標準 <u>215,600,000</u>
		81人 ~ 100人	都市部 <u>291,700,000</u>
			標準 <u>277,800,000</u>
		101人 ~ 120人	都市部 <u>356,100,000</u>
			標準 <u>339,200,000</u>
		121人以上	都市部 <u>421,500,000</u>
			標準 <u>401,400,000</u>
施設入所支援整備加算及び 本体(宿泊型自立訓練)	利用定員 20人以下	都市部 <u>38,900,000</u>	
		標準 <u>37,100,000</u>	
		21人 ~ 40人	都市部 <u>78,000,000</u>
		標準 <u>74,400,000</u>	
		41人 ~ 60人	都市部 <u>130,300,000</u>
		標準 <u>124,200,000</u>	
		61人 ~ 80人	都市部 <u>183,500,000</u>
		標準 <u>174,800,000</u>	
		81人 ~ 100人	都市部 <u>235,700,000</u>
		標準 <u>224,500,000</u>	
101人 ~ 120人	都市部 <u>288,900,000</u>		
標準 <u>275,200,000</u>			
121人以上	都市部 <u>341,200,000</u>		
標準 <u>325,000,000</u>			
就労・訓練事業等整備加算		都市部 <u>37,000,000</u>	
		標準 <u>35,300,000</u>	
大規模生産設備等整備加算		都市部 <u>121,800,000</u>	
		標準 <u>116,000,000</u>	
短期入所整備加算		都市部 <u>10,200,000</u>	
		標準 <u>9,820,000</u>	
発達障害者支援センター整備加算		都市部 <u>11,700,000</u>	
		標準 <u>11,200,000</u>	
相談支援、障害児相談支援整備加算		都市部 <u>8,550,000</u>	
		標準 <u>8,170,000</u>	
居宅介護、保育所等訪問支援整備加算		都市部 <u>5,550,000</u>	
		標準 <u>5,290,000</u>	
避難スペース整備加算		都市部 <u>32,300,000</u>	
		標準 <u>30,800,000</u>	

現 行

別表3-1

平成27年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 20人以下	都市部 <u>47,000,000</u>
			標準 <u>44,800,000</u>
		21人 ~ 40人	都市部 <u>94,700,000</u>
			標準 <u>90,200,000</u>
		41人 ~ 60人	都市部 <u>157,800,000</u>
			標準 <u>150,300,000</u>
		61人 ~ 80人	都市部 <u>221,500,000</u>
			標準 <u>211,000,000</u>
		81人 ~ 100人	都市部 <u>285,500,000</u>
			標準 <u>271,900,000</u>
		101人 ~ 120人	都市部 <u>348,500,000</u>
			標準 <u>331,900,000</u>
		121人以上	都市部 <u>412,400,000</u>
			標準 <u>392,800,000</u>
施設入所支援整備加算及び 本体(宿泊型自立訓練)	利用定員 20人以下	都市部 <u>38,100,000</u>	
		標準 <u>36,300,000</u>	
		21人 ~ 40人	都市部 <u>76,400,000</u>
		標準 <u>72,800,000</u>	
		41人 ~ 60人	都市部 <u>127,600,000</u>
		標準 <u>121,500,000</u>	
		61人 ~ 80人	都市部 <u>179,600,000</u>
		標準 <u>171,000,000</u>	
		81人 ~ 100人	都市部 <u>230,700,000</u>
		標準 <u>219,700,000</u>	
101人 ~ 120人	都市部 <u>282,700,000</u>		
標準 <u>269,300,000</u>			
121人以上	都市部 <u>333,900,000</u>		
標準 <u>318,000,000</u>			
就労・訓練事業等整備加算		都市部 <u>36,300,000</u>	
		標準 <u>34,500,000</u>	
大規模生産設備等整備加算		都市部 <u>119,100,000</u>	
		標準 <u>113,500,000</u>	
短期入所整備加算		都市部 <u>10,100,000</u>	
		標準 <u>9,670,000</u>	
発達障害者支援センター整備加算		都市部 <u>11,500,000</u>	
		標準 <u>11,000,000</u>	
相談支援、障害児相談支援整備加算		都市部 <u>8,400,000</u>	
		標準 <u>8,020,000</u>	
居宅介護、保育所等訪問支援整備加算		都市部 <u>5,430,000</u>	
		標準 <u>5,180,000</u>	
避難スペース整備加算		都市部 <u>31,700,000</u>	
		標準 <u>30,200,000</u>	

改 正 後				現 行				
療養介護	本体	利用定員 20人	都市部 <u>87,200,000</u> 標準 <u>83,100,000</u>	療養介護	本体	利用定員 20人	都市部 <u>85,400,000</u> 標準 <u>81,300,000</u>	
		21人 ~ 40人	都市部 <u>175,000,000</u> 標準 <u>166,700,000</u>			21人 ~ 40人	都市部 <u>171,300,000</u> 標準 <u>163,200,000</u>	
		41人 ~ 60人	都市部 <u>291,600,000</u> 標準 <u>277,800,000</u>			41人 ~ 60人	都市部 <u>285,400,000</u> 標準 <u>271,800,000</u>	
		61人 ~ 80人	都市部 <u>410,300,000</u> 標準 <u>390,800,000</u>			61人 ~ 80人	都市部 <u>401,400,000</u> 標準 <u>382,400,000</u>	
		81人 ~ 100人	都市部 <u>527,900,000</u> 標準 <u>502,800,000</u>			81人 ~ 100人	都市部 <u>516,600,000</u> 標準 <u>492,000,000</u>	
		101人 ~ 120人	都市部 <u>645,300,000</u> 標準 <u>614,700,000</u>			101人 ~ 120人	都市部 <u>631,500,000</u> 標準 <u>601,500,000</u>	
		121人以上	都市部 <u>762,900,000</u> 標準 <u>726,600,000</u>			121人以上	都市部 <u>746,600,000</u> 標準 <u>711,000,000</u>	
		就労・訓練事業等整備加算	都市部 <u>37,000,000</u> 標準 <u>35,300,000</u>			就労・訓練事業等整備加算	都市部 <u>36,300,000</u> 標準 <u>34,500,000</u>	
	大規模生産設備等整備加算	都市部 <u>121,800,000</u> 標準 <u>116,000,000</u>	大規模生産設備等整備加算	都市部 <u>119,100,000</u> 標準 <u>113,500,000</u>				
	短期入所整備加算	都市部 <u>10,200,000</u> 標準 <u>9,820,000</u>	短期入所整備加算	都市部 <u>10,100,000</u> 標準 <u>9,670,000</u>				
	発達障害者支援センター整備加算	都市部 <u>11,700,000</u> 標準 <u>11,200,000</u>	発達障害者支援センター整備加算	都市部 <u>11,500,000</u> 標準 <u>11,000,000</u>				
	相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部 <u>8,550,000</u> 標準 <u>8,170,000</u>	相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部 <u>8,400,000</u> 標準 <u>8,020,000</u>				
	居宅介護、保育所等訪問支援整備加算	都市部 <u>5,550,000</u> 標準 <u>5,290,000</u>	居宅介護、保育所等訪問支援整備加算	都市部 <u>5,430,000</u> 標準 <u>5,180,000</u>				
	避難スペース整備加算	都市部 <u>32,300,000</u> 標準 <u>30,800,000</u>	避難スペース整備加算	都市部 <u>31,700,000</u> 標準 <u>30,200,000</u>				
	共同生活援助	本体	定員4人~10人	都市部 <u>23,100,000</u> 標準 <u>22,000,000</u>	共同生活介護 共同生活援助	創設	定員4人~10人	都市部 <u>22,700,000</u> 標準 <u>21,600,000</u>
			短期入所整備加算	都市部 <u>10,200,000</u> 標準 <u>9,820,000</u>			短期入所整備加算	都市部 <u>10,100,000</u> 標準 <u>9,670,000</u>
			エレベーター等設置整備加算	都市部 <u>1,830,000</u> 標準 <u>1,740,000</u>			エレベーター等設置整備加算	都市部 <u>1,790,000</u> 標準 <u>1,710,000</u>
			相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部 <u>8,550,000</u> 標準 <u>8,170,000</u>			相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部 <u>8,400,000</u> 標準 <u>8,020,000</u>
		居宅介護、保育所等訪問支援整備加算	都市部 <u>5,550,000</u> 標準 <u>5,290,000</u>	居宅介護、保育所等訪問支援整備加算		都市部 <u>5,430,000</u> 標準 <u>5,180,000</u>		
		避難スペース整備加算	都市部 <u>32,300,000</u> 標準 <u>30,800,000</u>	避難スペース整備加算		都市部 <u>31,700,000</u> 標準 <u>30,200,000</u>		

改 正 後				現 行						
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人以下	都市部	87,200,000	福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人以下	都市部	85,400,000	
			標準	83,100,000				標準	81,300,000	
		21人～40人	都市部	175,000,000	都市部	171,300,000				
			標準	166,700,000	標準	163,200,000				
		41人～60人	都市部	291,700,000	都市部	285,500,000				
			標準	277,800,000	標準	271,900,000				
		61人～80人	都市部	410,300,000	都市部	401,400,000				
			標準	390,800,000	標準	382,400,000				
	81人～100人	都市部	528,000,000	都市部	516,600,000					
		標準	502,800,000	標準	492,000,000					
	101人～120人	都市部	645,400,000	都市部	631,600,000					
		標準	614,700,000	標準	601,500,000					
	121人以上	都市部	762,900,000	都市部	746,600,000					
		標準	726,600,000	標準	711,000,000					
	就労・訓練事業等整備加算			都市部	37,000,000	就労・訓練事業等整備加算			都市部	36,300,000
				標準	35,300,000				標準	34,500,000
	大規模生産設備等整備加算			都市部	121,800,000	大規模生産設備等整備加算			都市部	119,100,000
				標準	116,000,000				標準	113,500,000
	短期入所整備加算			都市部	10,200,000	短期入所整備加算			都市部	10,100,000
				標準	9,820,000				標準	9,670,000
発達障害者支援センター整備加算			都市部	11,700,000	発達障害者支援センター整備加算			都市部	11,500,000	
			標準	11,200,000				標準	11,000,000	
相談支援、障害児相談支援整備加算			都市部	8,550,000	相談支援、障害児相談支援整備加算			都市部	8,400,000	
			標準	8,170,000				標準	8,020,000	
居宅介護、保育所等訪問支援整備加算			都市部	5,550,000	居宅介護、保育所等訪問支援整備加算			都市部	5,430,000	
			標準	5,290,000				標準	5,180,000	
小規模グループケア整備加算			都市部	18,000,000	小規模グループケア整備加算			都市部	17,700,000	
			標準	17,200,000				標準	16,900,000	
避難スペース整備加算			都市部	32,300,000	避難スペース整備加算			都市部	31,700,000	
			標準	30,800,000				標準	30,200,000	
福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	本体	利用定員 20人以下	都市部	48,000,000	福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	本体	利用定員 20人以下	都市部	47,000,000	
			標準	45,800,000				標準	44,800,000	
		21人～40人	都市部	96,700,000	都市部	94,700,000				
			標準	92,100,000	標準	90,200,000				
		41人～60人	都市部	161,200,000	都市部	157,800,000				
			標準	153,600,000	標準	150,300,000				
		61人～80人	都市部	226,300,000	都市部	221,500,000				
			標準	215,600,000	標準	211,000,000				
81人～100人	都市部	291,700,000	都市部	285,500,000						
	標準	277,800,000	標準	271,900,000						
101人～120人	都市部	356,100,000	都市部	348,500,000						
	標準	339,200,000	標準	331,900,000						
121人以上	都市部	421,500,000	都市部	412,400,000						
	標準	401,400,000	標準	392,800,000						

改 正 後		都市部	標準
就労・訓練事業等整備加算	都市部	37,000,000	
	標準	35,300,000	
大規模生産設備等整備加算	都市部	121,800,000	
	標準	116,000,000	
短期入所整備加算	都市部	10,200,000	
	標準	9,820,000	
発達障害者支援センター整備加算	都市部	11,700,000	
	標準	11,200,000	
相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部	8,550,000	
	標準	8,170,000	
居宅介護、保育所等訪問支援整備加算	都市部	5,550,000	
	標準	5,290,000	
避難スペース整備加算	都市部	32,300,000	
	標準	30,800,000	
増築整備(既存施設の現在定員の増員)		都市部	24,100,000
		標準	23,000,000
短期入所(短期入所のみ)の整備の場合)		都市部	10,200,000
		標準	9,820,000
相談支援、障害児相談支援(各事業のみ)の整備の場合)		都市部	8,550,000
		標準	8,170,000
居宅介護、保育所等訪問支援(各事業のみ)の整備の場合)		都市部	5,550,000
		標準	5,290,000
補装具製作施設		都市部	12,300,000
		標準	11,800,000
盲導犬訓練施設		都市部	150,900,000
		標準	143,700,000
点字図書館		都市部	41,600,000
		標準	39,600,000
聴覚障害者情報提供施設		都市部	56,000,000
		標準	53,400,000

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
- 3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。(本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体(宿泊型自立訓練)」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体(日中活動部分)+本体(宿泊型自立訓練)」の単価とする。)

現 行		都市部	標準
就労・訓練事業等整備加算	都市部	36,300,000	
	標準	34,500,000	
大規模生産設備等整備加算	都市部	119,100,000	
	標準	113,500,000	
短期入所整備加算	都市部	10,100,000	
	標準	9,670,000	
発達障害者支援センター整備加算	都市部	11,500,000	
	標準	11,000,000	
相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部	8,400,000	
	標準	8,020,000	
居宅介護、保育所等訪問支援整備加算	都市部	5,430,000	
	標準	5,180,000	
避難スペース整備加算	都市部	31,700,000	
	標準	30,200,000	
増築整備(既存施設の現在定員の増員)		都市部	23,700,000
		標準	22,500,000
短期入所(短期入所のみ)の整備の場合)		都市部	10,100,000
		標準	9,670,000
相談支援、障害児相談支援(各事業のみ)の整備の場合)		都市部	8,400,000
		標準	8,020,000
居宅介護、保育所等訪問支援(各事業のみ)の整備の場合)		都市部	5,430,000
		標準	5,180,000
補装具製作施設		都市部	12,100,000
		標準	11,600,000
盲導犬訓練施設		都市部	147,600,000
		標準	140,700,000
点字図書館		都市部	40,700,000
		標準	38,800,000
聴覚障害者情報提供施設		都市部	54,800,000
		標準	52,200,000

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
- 3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。(本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体(宿泊型自立訓練)」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体(日中活動部分)+本体(宿泊型自立訓練)」の単価とする。)

改 正 後

別表3-2

(耐震化等整備を行う場合)

平成28年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額		
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 40人以下	都市部	<u>128,300,000</u>	
			標準	<u>122,300,000</u>	
		41人 ~ 60人	都市部	<u>213,800,000</u>	
			標準	<u>203,600,000</u>	
		61人 ~ 80人	都市部	<u>300,300,000</u>	
			標準	<u>286,100,000</u>	
		81人 ~ 100人	都市部	<u>387,000,000</u>	
			標準	<u>368,500,000</u>	
		101人 ~ 120人	都市部	<u>472,400,000</u>	
			標準	<u>450,000,000</u>	
		121人 ~	都市部	<u>558,900,000</u>	
			標準	<u>532,300,000</u>	
		施設入所支援整備加算	利用定員 40人以下	都市部	<u>103,600,000</u>
				標準	<u>98,700,000</u>
都市部	<u>172,900,000</u>				
標準	<u>164,700,000</u>				
都市部	<u>243,300,000</u>				
標準	<u>231,800,000</u>				
81人 ~ 100人	都市部	<u>312,600,000</u>			
	標準	<u>297,800,000</u>			
101人 ~ 120人	都市部	<u>383,300,000</u>			
	標準	<u>365,000,000</u>			
121人 ~	都市部	<u>452,400,000</u>			
	標準	<u>430,900,000</u>			
就労・訓練事業等整備加算			都市部	<u>49,200,000</u>	
			標準	<u>46,800,000</u>	
短期入所整備加算			都市部	<u>11,400,000</u>	
			標準	<u>10,800,000</u>	
発達障害者支援センター整備加算			都市部	<u>15,600,000</u>	
			標準	<u>14,800,000</u>	

現 行

別表3-2

(耐震化等整備を行う場合)

平成27年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額		
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 40人以下	都市部	<u>125,600,000</u>	
			標準	<u>119,700,000</u>	
		41人 ~ 60人	都市部	<u>209,200,000</u>	
			標準	<u>199,200,000</u>	
		61人 ~ 80人	都市部	<u>293,800,000</u>	
			標準	<u>279,900,000</u>	
		81人 ~ 100人	都市部	<u>378,600,000</u>	
			標準	<u>360,600,000</u>	
		101人 ~ 120人	都市部	<u>462,300,000</u>	
			標準	<u>440,400,000</u>	
		121人 ~	都市部	<u>546,900,000</u>	
			標準	<u>520,900,000</u>	
		施設入所支援整備加算	利用定員 40人以下	都市部	<u>101,400,000</u>
				標準	<u>96,600,000</u>
都市部	<u>169,200,000</u>				
標準	<u>161,200,000</u>				
都市部	<u>238,200,000</u>				
標準	<u>226,800,000</u>				
81人 ~ 100人	都市部	<u>305,900,000</u>			
	標準	<u>291,400,000</u>			
101人 ~ 120人	都市部	<u>375,000,000</u>			
	標準	<u>357,200,000</u>			
121人 ~	都市部	<u>442,800,000</u>			
	標準	<u>421,700,000</u>			
就労・訓練事業等整備加算			都市部	<u>48,200,000</u>	
			標準	<u>45,900,000</u>	
短期入所整備加算			都市部	<u>11,100,000</u>	
			標準	<u>10,500,000</u>	
発達障害者支援センター整備加算			都市部	<u>15,300,000</u>	
			標準	<u>14,500,000</u>	

改 正 後

福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人 以下	都市部	232,300,000
			標準	221,300,000
		41人 ~ 60人	都市部	387,000,000
			標準	368,500,000
		61人 ~ 80人	都市部	544,200,000
			標準	518,300,000
		81人 ~ 100人	都市部	699,900,000
			標準	666,700,000
		101人 ~ 120人	都市部	856,000,000
			標準	815,400,000
		121人 ~	都市部	1,011,900,000
			標準	963,700,000
	就労・訓練事業等整備加算	都市部	49,200,000	
		標準	46,800,000	
	短期入所整備加算	都市部	11,400,000	
		標準	10,800,000	
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	15,600,000	
		標準	14,800,000	

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて
(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮施設整備工事費の合計額を基準額とする。

現 行

福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人 以下	都市部	227,400,000
			標準	216,600,000
		41人 ~ 60人	都市部	378,600,000
			標準	360,600,000
		61人 ~ 80人	都市部	532,500,000
			標準	507,200,000
		81人 ~ 100人	都市部	684,900,000
			標準	652,400,000
		101人 ~ 120人	都市部	837,600,000
			標準	797,800,000
		121人 ~	都市部	990,200,000
			標準	943,000,000
	就労・訓練事業等整備加算	都市部	48,200,000	
		標準	45,900,000	
	短期入所整備加算	都市部	11,100,000	
		標準	10,500,000	
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	15,300,000	
		標準	14,500,000	

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて
(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮施設整備工事費の合計額を基準額とする。

改 正 後

別表3-3

(南海トラフ特別措置法に基づく整備を行う場合)
平成28年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額		
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 40人以下	都市部	128,300,000	
			標準	122,300,000	
		41人 ~ 60人	都市部	213,700,000	
			標準	203,500,000	
		61人 ~ 80人	都市部	300,200,000	
			標準	286,100,000	
		81人 ~ 100人	都市部	386,900,000	
			標準	368,400,000	
		101人 ~ 120人	都市部	472,300,000	
			標準	450,000,000	
		121人 ~	都市部	558,900,000	
			標準	532,200,000	
		施設入所支援整備加算	利用定員 40人以下	都市部	103,500,000
				標準	98,600,000
都市部	172,800,000				
標準	164,700,000				
都市部	243,300,000				
標準	231,700,000				
81人 ~ 100人	都市部	312,500,000			
	標準	297,800,000			
101人 ~ 120人	都市部	383,200,000			
	標準	364,900,000			
121人 ~	都市部	452,400,000			
	標準	430,800,000			
就労・訓練事業等整備加算		都市部	49,200,000		
		標準	46,800,000		
短期入所整備加算		都市部	11,400,000		
		標準	10,800,000		
発達障害者支援センター整備加算		都市部	15,500,000		
		標準	14,800,000		

現 行

別表3-3

(南海トラフ特別措置法に基づく整備を行う場合)
平成27年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額		
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 40人以下	都市部	125,600,000	
			標準	119,700,000	
		41人 ~ 60人	都市部	209,100,000	
			標準	199,200,000	
		61人 ~ 80人	都市部	293,700,000	
			標準	279,900,000	
		81人 ~ 100人	都市部	378,600,000	
			標準	360,600,000	
		101人 ~ 120人	都市部	462,200,000	
			標準	440,300,000	
		121人 ~	都市部	546,900,000	
			標準	520,800,000	
		施設入所支援整備加算	利用定員 40人以下	都市部	101,400,000
				標準	96,500,000
都市部	169,200,000				
標準	161,100,000				
都市部	238,100,000				
標準	226,800,000				
81人 ~ 100人	都市部	305,800,000			
	標準	291,400,000			
101人 ~ 120人	都市部	375,000,000			
	標準	357,100,000			
121人 ~	都市部	442,700,000			
	標準	421,600,000			
就労・訓練事業等整備加算		都市部	48,100,000		
		標準	45,800,000		
短期入所整備加算		都市部	11,100,000		
		標準	10,500,000		
発達障害者支援センター整備加算		都市部	15,200,000		
		標準	14,500,000		

改 正 後				現 行			
療養介護	本体	利用定員 40人以下	都市部	232,600,000	標準	221,700,000	
			都市部	387,900,000		標準	369,500,000
		41人～60人	都市部	545,100,000	標準	519,300,000	
		61人～80人	都市部	701,600,000	標準	668,200,000	
		81人～100人	都市部	858,000,000	標準	817,300,000	
		101人～120人	都市部	1,014,500,000	標準	966,100,000	
		121人以上	都市部	1,014,500,000	標準	966,100,000	
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	49,200,000	標準	46,700,000	
	短期入所整備加算		都市部	13,600,000	標準	12,900,000	
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	15,500,000	標準	14,800,000	
共同生活援助	本体	定員4人～10人	都市部	30,600,000	標準	29,300,000	
			都市部	13,600,000	標準	12,900,000	
	短期入所整備加算		都市部	13,600,000	標準	12,900,000	
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人以下	都市部	232,300,000	標準	221,200,000	
			都市部	386,900,000	標準	368,400,000	
		41人～60人	都市部	544,100,000	標準	518,200,000	
		61人～80人	都市部	699,900,000	標準	666,600,000	
		81人～100人	都市部	855,900,000	標準	815,300,000	
		101人～120人	都市部	1,011,900,000	標準	963,600,000	
		121人～	都市部	1,011,900,000	標準	963,600,000	
療養介護	本体	利用定員 40人以下	都市部	227,700,000	標準	216,900,000	
			都市部	379,600,000	標準	361,500,000	
		41人～60人	都市部	533,400,000	標準	508,100,000	
		61人～80人	都市部	686,500,000	標準	653,900,000	
		81人～100人	都市部	839,600,000	標準	799,800,000	
		101人～120人	都市部	992,700,000	標準	945,300,000	
		121人以上	都市部	992,700,000	標準	945,300,000	
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	48,100,000	標準	45,700,000	
	短期入所整備加算		都市部	13,400,000	標準	12,700,000	
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	15,200,000	標準	14,500,000	
共同生活援助	本体	定員4人～10人	都市部	30,000,000	標準	28,700,000	
			都市部	13,400,000	標準	12,700,000	
	短期入所整備加算		都市部	13,400,000	標準	12,700,000	
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人以下	都市部	227,400,000	標準	216,500,000	
			都市部	378,600,000	標準	360,600,000	
		41人～60人	都市部	532,400,000	標準	507,100,000	
		61人～80人	都市部	684,900,000	標準	652,300,000	
		81人～100人	都市部	837,600,000	標準	797,700,000	
		101人～120人	都市部	990,200,000	標準	942,900,000	
		121人～	都市部	990,200,000	標準	942,900,000	

改 正 後

現 行

福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	就労・訓練事業等整備加算	都市部	49,200,000	
		標準	46,800,000	
	短期入所整備加算	都市部	11,400,000	
		標準	10,800,000	
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	15,500,000	
		標準	14,800,000	
福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	本体	利用定員 40人以下	都市部	128,400,000
			標準	122,500,000
		41人～60人	都市部	214,200,000
			標準	204,000,000
		61人～80人	都市部	300,900,000
			標準	286,700,000
		81人～100人	都市部	387,900,000
			標準	369,500,000
		101人～120人	都市部	473,600,000
			標準	451,100,000
		121人以上	都市部	560,400,000
			標準	533,800,000
		就労・訓練事業等整備加算	都市部	49,200,000
			標準	46,700,000
短期入所整備加算	都市部	13,600,000		
	標準	12,900,000		
発達障害者支援センター整備加算	都市部	15,500,000		
	標準	14,800,000		

福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	就労・訓練事業等整備加算	都市部	48,100,000	
		標準	45,800,000	
	短期入所整備加算	都市部	11,100,000	
		標準	10,500,000	
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	15,200,000	
		標準	14,500,000	
福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	本体	利用定員 40人以下	都市部	125,700,000
			標準	119,900,000
		41人～60人	都市部	209,700,000
			標準	199,700,000
		61人～80人	都市部	294,400,000
			標準	280,500,000
		81人～100人	都市部	379,600,000
			標準	361,500,000
		101人～120人	都市部	463,500,000
			標準	441,400,000
		121人以上	都市部	548,400,000
			標準	522,300,000
		就労・訓練事業等整備加算	都市部	48,100,000
			標準	45,700,000
短期入所整備加算	都市部	13,400,000		
	標準	12,700,000		
発達障害者支援センター整備加算	都市部	15,200,000		
	標準	14,500,000		

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて
(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
 - 3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮施設整備工事費の合計額を基準額とする。

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて
(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
 - 3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮施設整備工事費の合計額を基準額とする。

改 正 後				
別表3-4 (沖縄振興計画に基づく事業として行う場合) 平成28年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価 (単位:円)				
事業(施設)の種類			補助基準額	
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 20人以下	都市部	53,400,000
			標準	50,900,000
		21人 ~ 40人	都市部	107,500,000
			標準	102,400,000
		41人 ~ 60人	都市部	179,100,000
			標準	170,600,000
		61人 ~ 80人	都市部	251,500,000
			標準	239,500,000
		81人 ~ 100人	都市部	324,100,000
			標準	308,700,000
		101人 ~ 120人	都市部	395,700,000
			標準	376,900,000
		121人以上	都市部	468,300,000
			標準	446,000,000
施設入所支援整備加算及び 本体(宿泊型自立訓練)	施設入所支援整備加算及び 本体(宿泊型自立訓練)	利用定員 20人以下	都市部	43,200,000
			標準	41,200,000
		21人 ~ 40人	都市部	86,700,000
			標準	82,600,000
		41人 ~ 60人	都市部	144,800,000
			標準	138,000,000
		61人 ~ 80人	都市部	203,900,000
			標準	194,200,000
		81人 ~ 100人	都市部	261,900,000
			標準	249,500,000
		101人 ~ 120人	都市部	321,000,000
			標準	305,800,000
		121人以上	都市部	379,100,000
			標準	361,100,000

現 行				
別表3-4 (沖縄振興計画に基づく事業として行う場合) 平成27年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価 (単位:円)				
事業(施設)の種類			補助基準額	
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 20人以下	都市部	52,200,000
			標準	49,800,000
		21人 ~ 40人	都市部	105,200,000
			標準	100,200,000
		41人 ~ 60人	都市部	175,300,000
			標準	167,000,000
		61人 ~ 80人	都市部	246,100,000
			標準	234,500,000
		81人 ~ 100人	都市部	317,200,000
			標準	302,100,000
		101人 ~ 120人	都市部	387,200,000
			標準	368,800,000
		121人以上	都市部	458,200,000
			標準	436,500,000
施設入所支援整備加算及び 本体(宿泊型自立訓練)	施設入所支援整備加算及び 本体(宿泊型自立訓練)	利用定員 20人以下	都市部	42,400,000
			標準	40,400,000
		21人 ~ 40人	都市部	84,900,000
			標準	80,900,000
		41人 ~ 60人	都市部	141,800,000
			標準	135,000,000
		61人 ~ 80人	都市部	199,500,000
			標準	190,000,000
		81人 ~ 100人	都市部	256,300,000
			標準	244,100,000
		101人 ~ 120人	都市部	314,100,000
			標準	299,200,000
		121人以上	都市部	371,000,000
			標準	353,400,000

改 正 後				現 行			
	就労・訓練事業等整備加算	都市部	41,100,000	都市部	40,300,000		
		標準	39,200,000	標準	38,400,000		
	大規模生産設備等整備加算	都市部	135,300,000	都市部	132,400,000		
		標準	128,900,000	標準	126,100,000		
	短期入所整備加算	都市部	11,400,000	都市部	11,200,000		
		標準	10,900,000	標準	10,700,000		
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	13,000,000	都市部	12,800,000		
		標準	12,500,000	標準	12,200,000		
相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部	9,500,000	都市部	9,330,000			
	標準	9,080,000	標準	8,910,000			
居宅介護、保育所等訪問支援整備加算	都市部	6,170,000	都市部	6,040,000			
	標準	5,880,000	標準	5,750,000			
避難スペース整備加算	都市部	35,900,000	都市部	35,200,000			
	標準	34,200,000	標準	33,500,000			
障害児入所施設 (主として知的障害のある児童 を入所させるものに限る。)	本体	利用定員 20人 以下	都市部	96,900,000	都市部	94,900,000	
			標準	92,300,000	標準	90,400,000	
	21人 ~ 40人	都市部	194,500,000	都市部	190,300,000		
		標準	185,200,000	標準	181,300,000		
	41人 ~ 60人	都市部	324,100,000	都市部	317,200,000		
		標準	308,700,000	標準	302,100,000		
	61人 ~ 80人	都市部	455,900,000	都市部	446,000,000		
		標準	434,200,000	標準	424,900,000		
	81人 ~ 100人	都市部	586,600,000	都市部	574,000,000		
		標準	558,700,000	標準	546,700,000		
	101人 ~ 120人	都市部	717,100,000	都市部	701,800,000		
		標準	683,000,000	標準	668,400,000		
	121人以上	都市部	847,700,000	都市部	829,500,000		
		標準	807,400,000	標準	790,000,000		
	就労・訓練事業等整備加算	都市部	41,100,000	都市部	40,300,000		
		標準	39,200,000	標準	38,400,000		
	大規模生産設備等整備加算	都市部	135,300,000	都市部	132,400,000		
		標準	128,900,000	標準	126,100,000		
	短期入所整備加算	都市部	11,400,000	都市部	11,200,000		
		標準	10,900,000	標準	10,700,000		
発達障害者支援センター整備加算	都市部	13,000,000	都市部	12,800,000			
	標準	12,500,000	標準	12,200,000			
相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部	9,500,000	都市部	9,330,000			
	標準	9,080,000	標準	8,910,000			
居宅介護、保育所等訪問支援整備加算	都市部	6,170,000	都市部	6,040,000			
	標準	5,880,000	標準	5,750,000			
小規模グループケア整備加算	都市部	20,000,000	都市部	19,700,000			
	標準	19,100,000	標準	18,800,000			
避難スペース整備加算	都市部	35,900,000	都市部	35,200,000			
	標準	34,200,000	標準	33,500,000			

改 正 後				現 行						
障害児入所施設 (主として重症心身障害児(児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう)を入所させるものに限る。)	本体	利用定員 20人以下	都市部	104,600,000	標準	都市部	102,500,000			
				99,700,000			97,600,000			
		21人～40人	都市部	210,000,000	標準	都市部	205,500,000			
				200,000,000			195,800,000			
		41人～60人	都市部	350,100,000	標準	都市部	342,600,000			
				333,400,000			326,300,000			
		61人～80人	都市部	492,300,000	標準	都市部	481,700,000			
				468,900,000			458,900,000			
	81人～100人	都市部	633,600,000	標準	都市部	620,000,000				
			603,400,000			590,400,000				
	101人～120人	都市部	774,500,000	標準	都市部	757,900,000				
			737,700,000			721,800,000				
	121人以上	都市部	915,500,000	標準	都市部	895,900,000				
			872,000,000			853,200,000				
	就労・訓練事業等整備加算			都市部	44,400,000	就労・訓練事業等整備加算			都市部	43,500,000
				標準	42,300,000				標準	41,400,000
	大規模生産設備等整備加算			都市部	146,100,000	大規模生産設備等整備加算			都市部	143,000,000
				標準	139,200,000				標準	136,200,000
	短期入所整備加算			都市部	12,300,000	短期入所整備加算			都市部	12,100,000
				標準	11,700,000				標準	11,600,000
相談支援、障害児相談支援整備加算			都市部	10,200,000	相談支援、障害児相談支援整備加算			都市部	10,000,000	
			標準	9,810,000				標準	9,630,000	
居宅介護、保育所等訪問支援整備加算			都市部	6,660,000	居宅介護、保育所等訪問支援整備加算			都市部	6,520,000	
			標準	6,350,000				標準	6,210,000	
小規模グループケア整備加算			都市部	21,600,000	小規模グループケア整備加算			都市部	21,300,000	
			標準	20,700,000				標準	20,300,000	
避難スペース整備加算			都市部	38,700,000	避難スペース整備加算			都市部	38,000,000	
			標準	36,900,000				標準	36,200,000	
増築整備(既存施設の現在定員の増員)			都市部	26,800,000	増築整備(既存施設の現在定員の増員)			都市部	26,300,000	
			標準	25,500,000				標準	25,000,000	
補装具製作施設			都市部	13,700,000	補装具製作施設			都市部	13,500,000	
			標準	13,100,000				標準	12,900,000	
点字図書館			都市部	46,200,000	点字図書館			都市部	45,200,000	
			標準	44,000,000				標準	43,100,000	

改 正 後			現 行		
聴覚障害者情報提供施設	都市部	62,200,000	聴覚障害者情報提供施設	都市部	60,900,000
	標準	59,300,000		標準	58,000,000
<p>(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。</p> <p>2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。</p> <p>3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。（本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体（宿泊型自立訓練）」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体（日中活動部分）+本体（宿泊型自立訓練）」の単価とする。）</p>			<p>(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。</p> <p>2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。</p> <p>3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。（本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体（宿泊型自立訓練）」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体（日中活動部分）+本体（宿泊型自立訓練）」の単価とする。）</p>		

改正後

別表3-5

(沖縄振興計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合)

平成28年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額	
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 40人以下	都市部 <u>142,500,000</u> 標準 <u>135,900,000</u>	
		41人 ~ 60人	都市部 <u>237,500,000</u> 標準 <u>226,200,000</u>	
		61人 ~ 80人	都市部 <u>333,600,000</u> 標準 <u>317,900,000</u>	
		81人 ~ 100人	都市部 <u>430,000,000</u> 標準 <u>409,500,000</u>	
		101人 ~ 120人	都市部 <u>524,900,000</u> 標準 <u>500,000,000</u>	
		121人 ~	都市部 <u>621,000,000</u> 標準 <u>591,500,000</u>	
		施設入所支援整備加算	利用定員 40人以下	都市部 <u>115,100,000</u> 標準 <u>109,600,000</u>
			41人 ~ 60人	都市部 <u>192,100,000</u> 標準 <u>183,000,000</u>
			61人 ~ 80人	都市部 <u>270,400,000</u> 標準 <u>257,500,000</u>
			81人 ~ 100人	都市部 <u>347,300,000</u> 標準 <u>330,900,000</u>
			101人 ~ 120人	都市部 <u>425,900,000</u> 標準 <u>405,500,000</u>
			121人 ~	都市部 <u>502,700,000</u> 標準 <u>478,800,000</u>
		就労・訓練事業等整備加算		都市部 <u>54,700,000</u> 標準 <u>52,000,000</u>
		短期入所整備加算		都市部 <u>12,600,000</u> 標準 <u>12,000,000</u>
発達障害者支援センター整備加算		都市部 <u>17,300,000</u> 標準 <u>16,500,000</u>		

現行

別表3-5

(沖縄振興計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合)

平成27年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額	
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 40人以下	都市部 <u>139,500,000</u> 標準 <u>133,000,000</u>	
		41人 ~ 60人	都市部 <u>232,500,000</u> 標準 <u>221,400,000</u>	
		61人 ~ 80人	都市部 <u>326,500,000</u> 標準 <u>311,000,000</u>	
		81人 ~ 100人	都市部 <u>420,700,000</u> 標準 <u>400,700,000</u>	
		101人 ~ 120人	都市部 <u>513,600,000</u> 標準 <u>489,300,000</u>	
		121人 ~	都市部 <u>607,700,000</u> 標準 <u>578,800,000</u>	
		施設入所支援整備加算	利用定員 40人以下	都市部 <u>112,700,000</u> 標準 <u>107,300,000</u>
			41人 ~ 60人	都市部 <u>188,000,000</u> 標準 <u>179,100,000</u>
			61人 ~ 80人	都市部 <u>264,600,000</u> 標準 <u>252,000,000</u>
			81人 ~ 100人	都市部 <u>339,900,000</u> 標準 <u>323,800,000</u>
			101人 ~ 120人	都市部 <u>416,700,000</u> 標準 <u>396,900,000</u>
			121人 ~	都市部 <u>492,000,000</u> 標準 <u>468,500,000</u>
		就労・訓練事業等整備加算		都市部 <u>53,500,000</u> 標準 <u>51,000,000</u>
		短期入所整備加算		都市部 <u>12,400,000</u> 標準 <u>11,700,000</u>
発達障害者支援センター整備加算		都市部 <u>17,000,000</u> 標準 <u>16,100,000</u>		

改 正 後

福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人以下	都市部	<u>258,100,000</u>
			標準	<u>245,900,000</u>
		41人～60人	都市部	<u>430,000,000</u>
			標準	<u>409,500,000</u>
		61人～80人	都市部	<u>604,600,000</u>
			標準	<u>575,900,000</u>
		81人～100人	都市部	<u>777,700,000</u>
			標準	<u>740,800,000</u>
		101人～120人	都市部	<u>951,100,000</u>
			標準	<u>906,000,000</u>
		121人～	都市部	<u>1,124,400,000</u>
			標準	<u>1,070,800,000</u>
		就労・訓練事業等整備加算	都市部	<u>54,700,000</u>
			標準	<u>52,000,000</u>
	短期入所整備加算	都市部	<u>12,600,000</u>	
		標準	<u>12,000,000</u>	
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	<u>17,300,000</u>	
		標準	<u>16,500,000</u>	

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて
(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
- 3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮施設整備工事費の合計額を基準額とする。

現 行

福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人以下	都市部	<u>252,600,000</u>
			標準	<u>240,600,000</u>
		41人～60人	都市部	<u>420,700,000</u>
			標準	<u>400,700,000</u>
		61人～80人	都市部	<u>591,600,000</u>
			標準	<u>563,500,000</u>
		81人～100人	都市部	<u>761,000,000</u>
			標準	<u>724,900,000</u>
		101人～120人	都市部	<u>930,700,000</u>
			標準	<u>886,500,000</u>
		121人～	都市部	<u>1,100,200,000</u>
			標準	<u>1,047,800,000</u>
		就労・訓練事業等整備加算	都市部	<u>53,500,000</u>
			標準	<u>51,000,000</u>
	短期入所整備加算	都市部	<u>12,400,000</u>	
		標準	<u>11,700,000</u>	
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	<u>17,000,000</u>	
		標準	<u>16,100,000</u>	

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて
(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
- 3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮施設整備工事費の合計額を基準額とする。

改正後

別表3-6

(公害防止対策事業として行う場合)

平成28年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類		補助基準額		
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人以下	都市部	93,000,000
			標準	88,600,000
		21人 ~ 40人	都市部	186,700,000
			標準	177,800,000
		41人 ~ 60人	都市部	311,200,000
			標準	296,400,000
		61人 ~ 80人	都市部	437,600,000
			標準	416,800,000
		81人 ~ 100人	都市部	563,200,000
			標準	536,400,000
		101人 ~ 120人	都市部	688,400,000
			標準	655,700,000
		121人以上	都市部	813,800,000
			標準	775,100,000
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	39,500,000
			標準	37,600,000
	大規模生産設備等整備加算		都市部	129,900,000
			標準	123,700,000
	短期入所整備加算		都市部	10,900,000
			標準	10,400,000
発達障害者支援センター整備加算		都市部	12,500,000	
		標準	12,000,000	
相談支援、障害児相談支援整備加算		都市部	9,120,000	
		標準	8,720,000	
居宅介護、保育所等訪問支援整備加算		都市部	5,920,000	
		標準	5,640,000	
小規模グループケア整備加算		都市部	19,200,000	
		標準	18,400,000	
避難スペース整備加算		都市部	34,400,000	
		標準	32,800,000	
福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター	本体	利用定員 20人以下	都市部	51,200,000
			標準	48,800,000
		21人 ~ 40人	都市部	103,200,000
			標準	98,300,000
		41人 ~ 60人	都市部	172,000,000
			標準	163,800,000
		61人 ~ 80人	都市部	241,400,000
			標準	230,000,000
		81人 ~ 100人	都市部	311,200,000
			標準	296,400,000

現行

別表3-6

(公害防止対策事業として行う場合)

平成27年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類		補助基準額		
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人以下	都市部	91,100,000
			標準	86,800,000
		21人 ~ 40人	都市部	182,700,000
			標準	174,000,000
		41人 ~ 60人	都市部	304,500,000
			標準	290,000,000
		61人 ~ 80人	都市部	428,200,000
			標準	407,900,000
		81人 ~ 100人	都市部	551,100,000
			標準	524,800,000
		101人 ~ 120人	都市部	673,700,000
			標準	641,600,000
		121人以上	都市部	796,400,000
			標準	758,400,000
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	38,700,000
			標準	36,800,000
	大規模生産設備等整備加算		都市部	127,100,000
			標準	121,100,000
	短期入所整備加算		都市部	10,800,000
			標準	10,300,000
発達障害者支援センター整備加算		都市部	12,300,000	
		標準	11,700,000	
相談支援、障害児相談支援整備加算		都市部	8,960,000	
		標準	8,560,000	
居宅介護、保育所等訪問支援整備加算		都市部	5,800,000	
		標準	5,520,000	
小規模グループケア整備加算		都市部	18,900,000	
		標準	18,000,000	
避難スペース整備加算		都市部	33,800,000	
		標準	32,200,000	
福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター	本体	利用定員 20人以下	都市部	50,100,000
			標準	47,800,000
		21人 ~ 40人	都市部	101,000,000
			標準	96,200,000
		41人 ~ 60人	都市部	168,300,000
			標準	160,300,000
		61人 ~ 80人	都市部	236,300,000
			標準	225,100,000
		81人 ~ 100人	都市部	304,500,000
			標準	290,000,000

改 正 後

	101人 ~120人	都市部	379,900,000
		標準	381,800,000
	121人 以上	都市部	449,600,000
		標準	428,200,000
就労・訓練事業等整備加算		都市部	39,500,000
		標準	37,600,000
大規模生産設備等整備加算		都市部	129,900,000
		標準	123,700,000
短期入所整備加算		都市部	10,900,000
		標準	10,400,000
発達障害者支援センター整備加算		都市部	12,500,000
		標準	12,000,000
相談支援、障害児相談支援整備加算		都市部	9,120,000
		標準	8,720,000
居宅介護、保育所等訪問支援整備加算		都市部	5,920,000
		標準	5,640,000
避難スペース整備加算		都市部	34,400,000
		標準	32,800,000

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて
(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。

	101人 ~120人	都市部	371,700,000
		標準	354,000,000
	121人 以上	都市部	439,900,000
		標準	419,000,000
就労・訓練事業等整備加算		都市部	38,700,000
		標準	36,800,000
大規模生産設備等整備加算		都市部	127,100,000
		標準	121,100,000
短期入所整備加算		都市部	10,800,000
		標準	10,300,000
発達障害者支援センター整備加算		都市部	12,300,000
		標準	11,700,000
相談支援、障害児相談支援整備加算		都市部	8,960,000
		標準	8,560,000
居宅介護、保育所等訪問支援整備加算		都市部	5,800,000
		標準	5,520,000
避難スペース整備加算		都市部	33,800,000
		標準	32,200,000

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて
(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。

改 正 後

別表3-7

(公害防止対策事業として耐震化等整備を行う場合)

平成28年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額	
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人以下	都市部	247,800,000
			標準	236,000,000
		41人 ~ 60人	都市部	412,800,000
			標準	393,100,000
		61人 ~ 80人	都市部	580,400,000
			標準	552,800,000
		81人 ~ 100人	都市部	746,600,000
			標準	711,200,000
		101人 ~ 120人	都市部	913,100,000
			標準	869,700,000
		121人 以上	都市部	1,079,400,000
			標準	1,028,000,000
		就労・訓練事業等整備加算	都市部	52,500,000
			標準	50,000,000
短期入所整備加算	都市部	12,100,000		
	標準	11,500,000		
発達障害者支援センター整備加算	都市部	16,600,000		
	標準	15,800,000		

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
- 3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮施設整備工事費の合計額を基準額とする。

現 行

別表3-7

(公害防止対策事業として耐震化等整備を行う場合)

平成27年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額	
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人以下	都市部	242,500,000
			標準	231,000,000
		41人 ~ 60人	都市部	403,900,000
			標準	384,700,000
		61人 ~ 80人	都市部	568,000,000
			標準	541,000,000
		81人 ~ 100人	都市部	730,600,000
			標準	695,900,000
		101人 ~ 120人	都市部	893,500,000
			標準	851,000,000
		121人 以上	都市部	1,056,200,000
			標準	1,005,900,000
		就労・訓練事業等整備加算	都市部	51,400,000
			標準	48,900,000
短期入所整備加算	都市部	11,900,000		
	標準	11,200,000		
発達障害者支援センター整備加算	都市部	16,300,000		
	標準	15,500,000		

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
- 3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮施設整備工事費の合計額を基準額とする。

改 正 後

別表3-8

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

平成28年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額	
生活介護 自立訓練	本体(日中活動部分)	利用定員 20人以下	都市部	53,400,000
			標準	50,900,000
		21人 ~ 40人	都市部	107,500,000
			標準	102,400,000
		41人 ~ 60人	都市部	179,100,000
			標準	170,600,000
		61人 ~ 80人	都市部	251,500,000
			標準	239,500,000
		81人 ~ 100人	都市部	324,100,000
			標準	308,700,000
		101人 ~ 120人	都市部	395,700,000
			標準	376,900,000
		121人以上	都市部	468,300,000
			標準	446,000,000
施設入所 支援整備 加算及び 本体(宿泊 型自立訓練)	施設入所 支援整備 加算及び 本体(宿泊 型自立訓練)	利用定員 20人以下	都市部	43,200,000
			標準	41,200,000
		21人 ~ 40人	都市部	86,700,000
			標準	82,600,000
		41人 ~ 60人	都市部	144,800,000
			標準	138,000,000
		61人 ~ 80人	都市部	203,900,000
			標準	194,200,000
		81人 ~ 100人	都市部	261,900,000
			標準	249,500,000
		101人 ~ 120人	都市部	321,000,000
			標準	305,800,000
		121人以上	都市部	379,100,000
			標準	361,100,000
就労・訓練事業等整備加算			都市部	41,100,000
			標準	39,200,000

別表3-8

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

平成27年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額	
生活介護 自立訓練	本体(日中活動部分)	利用定員 20人以下	都市部	52,200,000
			標準	49,800,000
		21人 ~ 40人	都市部	105,200,000
			標準	100,200,000
		41人 ~ 60人	都市部	175,300,000
			標準	167,000,000
		61人 ~ 80人	都市部	246,100,000
			標準	234,500,000
		81人 ~ 100人	都市部	317,200,000
			標準	302,100,000
		101人 ~ 120人	都市部	387,200,000
			標準	368,800,000
		121人以上	都市部	458,200,000
			標準	436,500,000
施設入所 支援整備 加算及び 本体(宿泊 型自立訓練)	施設入所 支援整備 加算及び 本体(宿泊 型自立訓練)	利用定員 20人以下	都市部	42,400,000
			標準	40,400,000
		21人 ~ 40人	都市部	84,900,000
			標準	80,900,000
		41人 ~ 60人	都市部	141,800,000
			標準	135,000,000
		61人 ~ 80人	都市部	199,500,000
			標準	190,000,000
		81人 ~ 100人	都市部	256,300,000
			標準	244,100,000
		101人 ~ 120人	都市部	314,100,000
			標準	299,200,000
		121人以上	都市部	371,000,000
			標準	353,400,000
就労・訓練事業等整備加算			都市部	40,300,000
			標準	38,400,000

改 正 後

大規模生産設備等整備加算	都市部	135,300,000
	標準	128,900,000
短期入所整備加算	都市部	11,400,000
	標準	10,900,000
発達障害者支援センター整備加算	都市部	13,000,000
	標準	12,500,000
相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部	9,500,000
	標準	9,080,000
居宅介護、保育所等訪問支援整備加算	都市部	6,170,000
	標準	5,880,000
避難スペース整備加算	都市部	35,900,000
	標準	34,200,000

福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人 以下	都市部	96,900,000
			標準	92,300,000
		21人 ~ 40人	都市部	194,500,000
			標準	185,200,000
		41人 ~ 60人	都市部	324,100,000
			標準	308,700,000
		61人 ~ 80人	都市部	455,900,000
			標準	434,200,000
		81人 ~ 100人	都市部	586,600,000
			標準	558,700,000
		101人 ~ 120人	都市部	717,100,000
			標準	683,000,000
		121人 以上	都市部	847,700,000
			標準	807,400,000
就労・訓練事業等整備加算			都市部	41,100,000
			標準	39,200,000
大規模生産設備等整備加算			都市部	135,300,000
			標準	128,900,000
短期入所整備加算			都市部	11,400,000
			標準	10,900,000
発達障害者支援センター整備加算			都市部	13,000,000
			標準	12,500,000

大規模生産設備等整備加算	都市部	132,400,000
	標準	126,100,000
短期入所整備加算	都市部	11,200,000
	標準	10,700,000
発達障害者支援センター整備加算	都市部	12,800,000
	標準	12,200,000
相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部	9,330,000
	標準	8,910,000
居宅介護、保育所等訪問支援整備加算	都市部	6,040,000
	標準	5,750,000
避難スペース整備加算	都市部	35,200,000
	標準	33,500,000

福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人 以下	都市部	94,900,000
			標準	90,400,000
		21人 ~ 40人	都市部	190,300,000
			標準	181,300,000
		41人 ~ 60人	都市部	317,200,000
			標準	302,100,000
		61人 ~ 80人	都市部	446,000,000
			標準	424,900,000
		81人 ~ 100人	都市部	574,000,000
			標準	546,700,000
		101人 ~ 120人	都市部	701,800,000
			標準	668,400,000
		121人 以上	都市部	829,500,000
			標準	790,000,000
就労・訓練事業等整備加算			都市部	40,300,000
			標準	38,400,000
大規模生産設備等整備加算			都市部	132,400,000
			標準	126,100,000
短期入所整備加算			都市部	11,200,000
			標準	10,700,000
発達障害者支援センター整備加算			都市部	12,800,000
			標準	12,200,000

改 正 後

相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部	9,500,000
	標準	9,080,000
居宅介護、保育所等訪問支援整備加算	都市部	6,170,000
	標準	5,880,000
小規模グループケア整備加算	都市部	20,000,000
	標準	19,100,000
避難スペース整備加算	都市部	35,900,000
	標準	34,200,000

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
 - 3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。（本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体（宿泊型自立訓練）」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体（日中活動部分）+本体（宿泊型自立訓練）」の単価とする。）
 - 4 木造施設の改築として行う場合に限る。

相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部	9,330,000
	標準	8,910,000
居宅介護、保育所等訪問支援整備加算	都市部	6,040,000
	標準	5,750,000
小規模グループケア整備加算	都市部	19,700,000
	標準	18,800,000
避難スペース整備加算	都市部	35,200,000
	標準	33,500,000

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
 - 3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。（本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体（宿泊型自立訓練）」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体（日中活動部分）+本体（宿泊型自立訓練）」の単価とする。）
 - 4 木造施設の改築として行う場合に限る。

改 正 後

別表3-9

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)

平成28年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類		補助基準額		
生活介護 自立訓練	本体(日中活動部分)	利用定員 40人以下	都市部	142,500,000
			標準	135,900,000
		41人～60人	都市部	237,500,000
			標準	226,200,000
		61人～80人	都市部	333,600,000
			標準	317,900,000
	81人～100人	都市部	430,000,000	
		標準	409,500,000	
	101人～120人	都市部	524,900,000	
		標準	500,000,000	
	121人以上	都市部	621,000,000	
		標準	591,500,000	
施設入所支援整備加算	利用定員 40人以下	都市部	115,100,000	
		標準	109,600,000	
		都市部	192,100,000	
		標準	183,000,000	
		都市部	270,400,000	
		標準	257,500,000	
都市部	347,300,000			
標準	330,900,000			
都市部	425,900,000			
標準	405,500,000			
都市部	502,700,000			
標準	478,800,000			
就労・訓練事業等整備加算		都市部	54,700,000	
		標準	52,000,000	
短期入所整備加算		都市部	12,600,000	
		標準	12,000,000	
発達障害者支援センター整備加算		都市部	17,300,000	
		標準	16,500,000	

現 行

別表3-9

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)

平成27年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類		補助基準額		
生活介護 自立訓練	本体(日中活動部分)	利用定員 40人以下	都市部	139,500,000
			標準	133,000,000
		41人～60人	都市部	232,500,000
			標準	221,400,000
		61人～80人	都市部	326,500,000
			標準	311,000,000
	81人～100人	都市部	420,700,000	
		標準	400,700,000	
	101人～120人	都市部	513,600,000	
		標準	489,300,000	
	121人以上	都市部	607,700,000	
		標準	578,800,000	
施設入所支援整備加算	利用定員 40人以下	都市部	112,700,000	
		標準	107,300,000	
		都市部	188,000,000	
		標準	179,100,000	
		都市部	264,600,000	
		標準	252,000,000	
都市部	339,900,000			
標準	323,800,000			
都市部	416,700,000			
標準	396,900,000			
都市部	492,000,000			
標準	468,500,000			
就労・訓練事業等整備加算		都市部	53,500,000	
		標準	51,000,000	
短期入所整備加算		都市部	12,400,000	
		標準	11,700,000	
発達障害者支援センター整備加算		都市部	17,000,000	
		標準	16,100,000	

改 正 後

福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人以下	都市部	258,100,000
			標準	245,900,000
		41人～60人	都市部	430,000,000
			標準	409,500,000
		61人～80人	都市部	604,600,000
			標準	575,900,000
		81人～100人	都市部	777,700,000
			標準	740,800,000
		101人～120人	都市部	951,100,000
			標準	906,000,000
		121人以上	都市部	1,124,400,000
			標準	1,070,800,000
		就労・訓練事業等整備加算	都市部	54,700,000
			標準	52,000,000
	短期入所整備加算	都市部	12,600,000	
		標準	12,000,000	
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	17,300,000	
		標準	16,500,000	

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて
(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
 - 3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮施設整備工事費の合計額を基準額とする。
 - 4 木造施設の改築として行う場合に限る。

現 行

福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人以下	都市部	252,600,000
			標準	240,600,000
		41人～60人	都市部	420,700,000
			標準	400,700,000
		61人～80人	都市部	591,600,000
			標準	563,500,000
		81人～100人	都市部	761,000,000
			標準	724,900,000
		101人～120人	都市部	930,700,000
			標準	886,500,000
		121人以上	都市部	1,100,200,000
			標準	1,047,800,000
		就労・訓練事業等整備加算	都市部	53,500,000
			標準	51,000,000
	短期入所整備加算	都市部	12,400,000	
		標準	11,700,000	
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	17,000,000	
		標準	16,100,000	

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて
(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
 - 3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮施設整備工事費の合計額を基準額とする。
 - 4 木造施設の改築として行う場合に限る。

改 正 後	現 行
別表 4 (略) 別紙 1 ~ 7 (略)	別表 4 (略) 別紙 1 ~ 7 (略)